

## 須坂市火入れに関する条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、須坂市火入れに関する条例（昭和59年条例第26号。以下「条例」という。）

第17条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (許可の申請)

第2条 条例第2条の規定により、火入れの許可を受けようとする者は、火入れ許可申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

### (許可証の交付等)

第3条 市長は、条例第4条第1項の規定により、火入れを許可したときは、火入れ許可証（様式第2号）を申請者に交付する。

### (補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。